

議案第10号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年富津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第19条第３項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の２第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。